

**目次**                    安倍晋三氏死去の報道から見た危うさ 山咲真人 1  
 辺野古新基地埋立ての現況と遺骨土砂 若槻武行 2 / 7/29 遺骨土砂院内集会 4  
 6月23日「平和の礎」にて一人ひとりの人生として記憶する 毛利孝雄 5  
 北方領土・竹島問題の背後にアメリカが… いまいち りょう 5 /        ◆首都圏グループ概要 7  
**※資料1** 遺骨土砂を辺野古新基地に使わせない、熊野鉾山開発撤回を求める緊急 FAX 送信を 8  
 ◇公害等調整委員会宛て 9 / ◇沖縄県知事宛て 10  
**※資料2** 遺骨土砂で辺野古埋立させない議会決議陳情署名（用紙案）・参考資料（事例） 11  
 ~~~~~

## 安倍晋三氏死去の報道から見た危うさ

山咲 真人（環境団体役員、当会世話人）

安倍晋三氏が改造銃で殺された。当初、この報道は同調圧力で支配されているのか、すべて横並びの同じ内容で作られ、「特定の宗教団体」としか言わず、名称を明らかにしていない。選挙に配慮してか、事実を隠していて、非常に違和感があった。

一時、《(犯人の)元自衛官の母親が統一教会の霊感商法で多額な金銭被害を受け家庭が破産・崩壊。その恨みを抱いて犯行に及んだ》との情報が流れたが、なぜか、それ以上進んでいない。一部のネットでは、《最初、統一教会の幹部、教祖？を狙っていたが、安倍氏がたまたま奈良に選挙応援にきたので、犯行に及んだ》というが、これも定かではない。

いずれにしても、検察は情報を操作せず公開すべきである。選挙がらみからか、どこに付度しているのか、統一教会は神社本庁とともに日本会議の中核であり、安倍氏が統一教会の広告塔であったことは衆知の事実である。ネット情報では、①協会のイベントで何度もビデオ演説、②有名人も参加した合同結婚式に祝電を送った、③祖父・岸伸介と共に教祖ら幹部と親交、④協会の機関誌の表紙にもたびたび登場した。そのため、統一教会の霊感商法の被害者の会から安倍氏に「統一教会の広告塔からの辞退をお願いする要請文」が出たり、また全ての国会議員に「霊感商法の取締り強化の要請文」が送付されている。

犯行が宗教に関する個人的な恨みによるものなら、今の騒ぎはどう解釈してよいのか？ 安倍氏が銃弾に倒れ心肺停止したらすぐ、自民党が選挙応援を中止した。公明、維新、国民民主、立憲民主までが、それに同調した。

しかし、安倍氏は一国会議員にすぎず、政治的なテロでなく、個人的な恨みの犯行に、国勢選挙活動の中止はありえない。これは暴力に屈した行為である。多くのテレビ番組の出演者は喪服を着用。大相撲の初日には役員と三役力士が土俵で黙とうした。

人の死は悼むべきではあるが、マスコミは安倍氏の業績の負の部分捨象し、美化した偏向報道の一角に染まっている。

また、立憲民主党の泉健太代表は「我が国の国政に多大な歩みを残され、我が国をリードされた」と、安倍氏の負の部分一言もコメントしていない。公明・維新・国民民主は自民同様に安倍氏の美化も当然であろうが、立民も含め同調圧力に屈し、政府・与党、マスメディア、大衆に迎合しているようでは、選挙は戦う前から敗北していた。

今、日本は、いつでも戦争できる体制になっている。マスコミは政権に同調・忖度し、大衆をマインドコントロールし、差別・格差を隠し、ファシズム化するように仕組んでいる。

今我々は、安倍政治が如何に日本の民主主義を踏みにじり破壊し、国民を苦しめ、危険な方向に向かわせようとしているか、明らかにしていかなければならない。そこで読者諸氏と一緒に、それらの施策、法令、行為、取り巻きの忖度などを拾い上げ整理し、問題点を浮き彫りにして、当メルマガに掲載しようと考えている。

## 辺野古「新基地」埋立ての現況と遺骨土砂

食と農・環境フリーライター 若槻 武行 (当会世話人)

### ◆熊野鉦山の不法土砂採掘

先の沖縄戦の戦没者数は、日本軍9万4136人、アメリカ軍1万2520人、住民約9万4000人の推計約20万人とされている。その遺骨は、現在でも県全体で2800柱が不明。多くが沖縄島（沖縄本島）の南部地区に埋まっているとされている。

この南部の糸満市と八重瀬町には合計20の「鉦山」（土砂採掘場）がある。この一帯は「魂魄(こんぱく)の塔」など戦没者を追悼する13の慰霊碑が並ぶ沖縄県営平和祈念公園の霊域で、2010～2019年、684柱（県内では1,327柱）の遺骨が発見された。今もボランティア団体「ガマフヤー」の具志堅隆松さんらが発掘を行なっている。

沖縄防衛局が示した辺野古新基地埋立て「計画変更」（沖縄県は不承認：後述）では、この南部の遺骨を含む土砂を新基地建設で大浦湾の埋立てに使用している。

土砂採掘業者「熊野鉦山」は2020年10月、開発届を出さず森林伐採と土地の地形変更に着手。土砂採取後の埋戻しは、鉦山保安法施行規則・施業案等でも義務づけられているが、辺野古の土砂単価はあまりに高額なため、業者＝鉦山は埋戻しをせず、その土砂を辺野古新基地の埋立てに出そうとしている。

敷地周辺の森林伐採地には、2つのシーガーアブ（塚）があり、最近、中で繋がっていることがわかった。ここは沖縄戦で有川中将ら将兵自決の理で、以前、約70柱の遺骨や遺品を収集している。この周辺を業者は3月に伐採。奥のシーガーアブも皆伐予定だ(写真参照)。



南部地区には辺野古埋立の土砂はない。現地は農振法の農用地区域。一時転用は3年以内に限られるので、業者は採掘期間を7年半から3年に変更したが、3年だけの採掘で採算がとれるはずがない…？

政府の公害等調整委員会は「戦跡公園としての風景の場合、単なる外観ではなく、そこで悲惨な戦争が行われたという記憶と結びつく」と認めているが、期待は薄い（最近では和歌山県・和歌山市の戦跡公園の遺骨が残る緑地帯の開発行為は知事の許可制にする必要がある）。

### ◆戦没者は2度殺される

「遺骨にも人権がある」と主張するのは東京弁護士会・沖縄問題対策部会の神谷延治さん。「人は自己決定権に基づき、自己の死後、自己の生の証である身体(遺体・遺骨)が、その尊厳に相応しい扱いを期待する権利がある。その人の死後、遺族が敬愛の情という人類普

遍の自然的心情に基づき、一種の人格権として、親族たる死者の遺体・遺骨が、その尊厳に相応しい扱いを受けることを期待するべきである」というのだ。

個人を追悼敬慕する心情・行為は、「宗教的人格権と位置付けることが可能」で、憲法13、20条により保障された基本的人権とされる。「戦争によって死亡した未収用の遺体・遺骨の捜索・発見・収容の返還を望む遺族がいない場合でも、国がその措置を怠った場合は、その人格権を侵害することになる（神谷弁護士）。

もし、遺骨混じりの土砂が米軍新基地の埋立てに使われるなら、その戦没者は尊厳が踏みにじられ、2度殺されることになる、と断言できる。

### ❖「嘘」だらけの杜撰な埋め立て工事

辺野古新基地建設は実のところ、あまり進んでいない。進んでいるかのように言っているが、それは「嘘」だ。そもそも当初から「嘘」が多い。辺野古基地は「普天間飛行場返還の代替だ」と言うが、まず、これが嘘！だ。辺野古は滑走路が1本増え、大型ヘリ空母の岸壁、弾薬搭載場等が加わった巨大な「新基地」だ。最初、環境への影響は少ない計画を示し、後で大幅に変更してくる。

だから、辺野古で政府=沖縄防衛局の説明はよく変わる。本来ならこの2022年に工事完了となる当初計画が2030年に伸び、さらにまだ延びるだろう。費用は2310億円から今のところ9300億円に拡大。埋立て土砂の多くを県外から沖縄県内調達に計画変更となった。

辺野古新基地の建設工事は大浦湾の深場の埋立てから始める予定だった。ところが、この海域の水面下30mの海底の下、水面下から60~90mがマヨネーズ状の軟弱地盤であることが判明。その地盤改良のため直径1~2mの砂杭7万本を打ち込み、埋立てるという。しかし、日本の設備・技術では60mが限界。外国でもそこから下90mまでの砂杭は経験がない。日本には海面下70mまでなら作業可能な作業船が1隻しかない。先行盛土・敷砂のためのトレミー船も日本に1隻しかない。そもそも、工事すらできない。完成後の地盤沈下は避けようがない。

工事の変更は沖縄県の承認が必要だ。沖縄防衛局はそれを無視して工事を続けていたが、これ以上無届けはできず、「設計変更」を出してきた。当然、その杜撰(ずさん)さを沖縄県は指摘し「不承認」とする。しかし、国土交通省は、その「不承認」を「取消採決」し無効とした。沖縄防衛局=防衛省も国交省も共に政府機関。現場を所管する自治体が政府の不合理を指摘し「不承認」としても、同じ政府が承認してしまう。これは民主国家のやることではない。まるで独裁国家だ。

### ❖難工事は果たして可能なのか？

沖縄防衛局の変更申請は、環境保全で沖縄県が指摘した問題を殆ど無視している。防衛局は埋め立て予定地の地盤強度のボーリング試験を多くの地点で実施したが、何故か、最も重要な軟弱地盤のB27地点では行っていない（できなかった？）。さらに、防衛局は軟弱地盤の調査データを当初から得ていたが、それを隠し、情報公開は18年、軟弱地盤を認めたのは19年1月と遅い。「軟弱地盤のため、工事計画が大幅に変更となり、事業への影響が増す」とのことだ（15年9月の防衛局文書）。

「辺野古調査団」(代表:立石新潟大名誉教授)は2010年2月、「琉球海溝付近で起ったM7.2の地震を無視している。活断層で地震時に護岸は震度1~3で崩壊する」と指摘したが、防衛局は触れていない。

辺野古新基地の予定工期は12年。しかし、期間内の完成は無理。軟弱地盤のC1護岸部の地盤改良工事には、22か月を要する。現在、進めている工事は、①辺野古側の埋立工事が本年3月末現在、全体の10%の土砂投入、②N2の土砂陸揚げ護岸造成、③美謝川切替、④K8護岸(既設;250m、今回;190m)、⑤弾薬庫の商用車用ゲート造

成、⑥送電線地中化工事。この状態では、また延期し費用はふくらみ、環境破壊は進む。

設計変更不承認後も、埋立て工事が継続していた21年11月、玉城デニー沖縄知事は、「防衛局は大浦湾側の工事ができず、結果として埋立工事全体を完成させる見通しが立たない。埋立工事が周辺環境に与える影響は甚大であり、かつ不可逆的であることから、事実上無意味なものとなる可能性がある」とコメントした。土木工事の専門家の多くも、「新基地は頓挫する」と言っている。西側のサンゴ礁の浅瀬は簡単に埋立てているが、それは工事全体の1割に過ぎない。東側の、大浦湾の深場は難工事だ。

#### ◆海砂採取で環境破壊はさらに

もう1点、砂杭に使う海砂採取の問題だ。海砂の全てを沖縄県から採るのか？ 国頭村安波沖や嘉陽沖周辺などは藻場が広がる海。海砂採取は生物を死滅させる。さらに海砂を採った海底の窪地に貧酸素水塊が溜まれば、そこは魚の棲めない海となるだろう。

政府は砂の代わりに、発泡スチロールや毒性の疑問が多々残る鉄鋼スラグも検討中とか。不可能な工事を続けて、税金の無駄遣いと環境破壊をしているだけではないか。

新基地の埋立て予定160haの海は、生物多様性の重要海域とされている。政府の調査でも5806種の生物が棲み、ジュゴン、サンゴ、ウミガメなど262種が絶滅危惧種とのこと。2010年「地球温暖化防止国際会議（COP10）」では、「海域の10%を海洋保護区」にする「愛知目標」を決議。日本政府は「国家戦略」を閣議決定し海洋保護区321カ所を発表。辺野古や西日本の当初の埋立て土砂採取・搬出予定地のほとんどが含まれている。

これは沖縄だけの問題ではない。沖縄をここまで犠牲にさせてよいのだろうか。

22.06.22

### 緊急 院内集会 遺骨土砂による辺野古新基地埋立て反対！

7月29日(金) 公害等調整委員会終了後 17時ごろから

沖縄戦戦没者遺骨等が残る南部地域での鉱山開発計画をめぐる、国の公害等調整委員会第4回審理が7月29日(金)に行われます。沖縄戦跡国定公園内の熊野鉱山の開発はまだ始まっていませんが、公害等調整委員会は鉱山開発前提の合意案を示し、県側はそれを受諾するとしています。早ければ8月末に採掘作業が始まってしまうとの報道も出ています。

公害等調整委員会には、後法である「戦没者遺骨収集法」の趣旨を踏まえるなら、開発行為を規制し遺骨収集を最優先する裁定が求められるはず。何よりこの間、当事者として声を上げ続けてきた戦没者遺族の意見を聞くことなく、裁定を下すことなど許されません。

**\*参議院議員会館 B107 会議室 16時30分より通行証を配布**

**\*沖縄から 谷 大二さん (ガンフヤー支援者の会) が参加されます**

**\*参加費 無料 (会場カンパあり) \*Zoom 配信**

【呼びかけ】 平和をつくり出す宗教者ネット/「ガンフヤー」を支援する会

東京都渋谷区神泉町8-7 日本山妙法寺内 090-6711-5573(江上)

※我々、辺野古土砂首都圏グループも、基地のない沖縄をめざす宗教者の集い、沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック等と共に、主催団体として参画しています。

<https://us06web.zoom.us/j/84353050091?pwd=aVFISVg1bzBKeTNtaERwejNhZDVUdz09>

\*\*\*\*\*

# 6月23日「平和の礎」にて

## 一人ひとりの人生として記憶する

沖縄大学地域研究所特別研究員 毛利 孝雄（当会世話人）

10年ぶりになる6月23日の「平和の礎」。絶え間ない、そして世代を超えた人の波が続く。公園入り口付近には、昨年につき具志堅隆松さんのハンストテント。政府は、未だに戦没者の遺骨を含む沖縄島南部地域からの土砂による辺野古埋立という、非人道的計画を撤回していない。

今年は、ハンストテントに「平和の礎」刻銘者読み上げのテントが加わった。6月12日から12日間全国1,500人余が24万余の名前を読み継いだ。私は、東京会場で友人5名と1,000名を読み上げに参加した。日本人310万、アジアで2千万。数値化された死ではなく、名前のある一人ひとりの人生として記憶する。あらためて、沖縄戦全戦没者を刻銘する「礎」の存在の大きさを実感する。なぜもっと早くに気づかなかったのかと思う。不確定だった名前の読みを1年をかけて確定し、読み上げは来年も行われる。

具志堅さんのハンスト支援集会では、マイクがまわってきたので、関東圏での自治体決議運動について報告させてもらった。

私は主に東京で自治体決議に関わってきたが、せめて沖縄に出征し戦没した方の遺骨が戻っているかの確認ぐらいはできないかと思い、関係部署に問い合わせを行ってきた。「平和の礎」への刻銘は、出身地自治体からの申請に基づいている。

\*東京都では、当時残っていた兵籍名簿などから刻銘申請したが、保存期間を過ぎたので処分し沖縄戦戦没者を確定する資料は持っていない。

\*千代田区では、遺族年金などの事務手続きを委託されているだけで、沖縄戦戦没者を確定する資料はそもそも持っていない、など。

おかしい話ではないか！ 東京都も千代田区も、毎年行政が主催して「戦没者慰霊式」を行っている。慰霊している「戦没者」とは一体誰なのか？ 遺族に案内は送られていないのか？ 「私たちが享受している平和と繁栄は、戦没者の皆さまの尊い命と、苦難の歴史の上に築かれたもの」「犠牲者の御霊に哀悼の誠を捧げる」－毎年の常套句となっている総理大臣式辞の内実は、この程度のものなのだ。それは同時に、戦没者を「一人ひとりの人生として記憶する」努力を怠ってきた、私たち世代の戦後責任を問うてもいるのだ。



### ★ 緊急 FAX の要請 ★

具志堅さんがハンストで訴えている、辺野古埋立土砂採取計画の中心となる南部地域の鉱山開発について、FAXの要請です。（文例は9頁以降に掲載）

公害等調整委員会および沖縄県あてFAX用紙を添付しています。FAXの要請は調整委員会に影響を与え、具志堅さんらの行動の力になっているとのこと。読者の皆さんの積極参加を期待しています。

## 北方領土・竹島問題の背後にアメリカが…

いまいち りょう (編集部)

メディアではあまり報道されないが、米は日本が力を持たないよう 水面下でさまざまな仕掛けをしている。そのせいか、日本は露、韓、中とギクシャクした関係が続いている。

中東、アフリカの危険地帯で情報戦を戦い抜き、政策提言している危機コンサルタント 丸谷元人氏の指摘は目からうろこだ。

北方領土問題は米が裏で糸を引いていた。この問題は、ヤルタ会談から始まっている。丸谷氏は 20 年以上前、ある資料を読んで驚いたという。北方領土や千島列島、樺太などに上陸したソ連兵は、実は米によって訓練されていたというのだ。この軍事作戦を「プロジェクト・フラ」と言うそうだ。

資料によると、昭和 20 年 5 月から約 3 ヶ月間、米はアラスカのコールドベイ米軍基地で 12,000 人のソ連兵を訓練した。そして掃海艇 55 隻、上陸用舟艇 30 隻、駆逐艦やフリゲート艦 28 隻など合計 145 隻の艦船を無償供与した。つまり北方領土問題の背後に米がいた。

ソ連は大陸国家で、上陸作戦の経験が乏しい。一方、米には海兵隊がある。上陸作戦はお手のものだ。千島列島という 1,000 キロ以上もある列島間で上陸作戦を成し遂げたバックには米軍がいた。米軍の船を使い米軍に訓練されたソ連兵が、米国の意思のもとに占領し、それが今日でも日露間の喉元の棘のようにになっている。

北方領土返還交渉では、まず歯舞、色丹という小さな二島を返還してもらい、残り二島は時間をかけて返してもらおうという案がある。しかし、この案が出ると、必ず「四島一括返還論」が出てつぶされる。「そして米からも圧力がかかる」と氏は嘆く。

1950 年代に日ソ平和条約を結ぼうとした際、「まず二島返還から始めよう」となった時に、米のダレス国務長官は、「もし日本が二島返還で合意するなら、沖縄は返さない」と言った。「ダレスのどう喝」と言われ、時の重光葵外務大臣が憤慨した。

ソ連が二島だったら返還する、といていた時に、日本側から「二島じゃダメだ。四島だ」と主張し、この話がつぶれた。氏は次のように指摘する。「一回目の日ソ平和条約の時には、ダレスがつぶし、それが繰り返されてきた。現在、ウクライナ侵攻で日本はロシアと敵対し、ロシア側も日本を非友好国と認定した。北方領土返還の可能性は限りなくゼロに近づいた。こういうときこそ日本の領土問題・外交の姿勢を見直してみたらどうか」。

客観的にみると、米は日ソ（露）、日韓、日中が仲良くなることは不快なのだろう。米一辺倒で金魚のふんみたいにベッタリくっついてほしい、というのが本音かもしれない。

朝鮮戦争中の 1952 年 1 月、韓国が「[李承晩ライン](#)」を一方的に設定し、そのライン

内に竹島を取り込んだ。竹島問題はここからはじまった。翌 1953 年 4 月 20 日、韓国軍（独島義勇守備隊）は竹島に駐屯。ちなみに朝鮮戦争は 53 年 7 月に休戦だ。

振り返ってみると、当時の韓国軍は、ほぼ米軍の統制下にあった。米軍の了解なしに勝手に軍を動かして日本と領土紛争になるような占領には違和感がある。多分、米の暗黙の了解のもとでの行動だったと推測される。

ちなみに、今でも日本の自衛隊の有事の指揮権は米軍司令官が握っている。日本の総理大臣ではない。（これは矢部 宏治さんが米の公表された公文書をつぶさに調べて判明した事実だ）。日本は米の了解なしに外交や軍事行動はできない。米の意向に逆らえば直ちに失脚する。当時の韓国は日本以上に米に隷属していたのではないか。

スノーデンは米軍横田基地でスパイ活動をしていた。中露の情報収集をしていたのかと思いきや、とんでもないことをしていた。彼は告白した。「日本が将来、米から独立して、中・韓と同盟関係になったとき、日本のインフラ（金融、交通、電力…）を破壊するスパイウェアをせつせと日本国内に潜ませていた」と。これは TBS の夜のニュース番組で報道され、週刊新潮にも掲載されたが、他ではあまり報道されなかった。映画「スノーデン」では日本が真っ暗闇になる映像が衝撃的だった。

これからも米に隷属していたら日本は近隣諸国とギクシャクし続けるのかもしれない。そして中・露・北朝鮮、そして韓国とも疎遠になって安全が保たれるのだろうか。

---

## 「辺野古埋立土砂搬出反対！ 首都圏グループ」の概要

**活動** ① 辺野古新基地建設とそれに関連する全ての施策・行為に反対。特に本州・西日本各地からの埋立土砂の搬出に反対します。同じ趣旨で行動する団体、特に「埋めるな連」「国会包囲実」「辺野古実」と共に首都圏の運動に参画し、積極的に担って行きます。② 「辺野古土砂全協」の東京での行動、防衛省・環境省への申し入れや、国会請願行動を中心的に担う。③ 同じ趣旨の市民と国会議員の共同行動を強化するため、国会ロビー活動を精力的に行ないます。

**組織** わが「首都圏グループ」は、市民の緩やかな「運動体」です。組織としての拘束は行ないません。当面は会員制・会費制は取らず、連絡網があるだけです。運営は、活動を中心になって担うリーダーの「委員」(当面は 10 名前後) と、委員から選出された「世話人」(当面は 3 名) が中心になって行なっています。委員からは運営費として年間 2000 円を徴収し、それを超える場合はカンパで補っています。

---

**編集部より** ◆辺野古土砂・首都圏グループのメルマガです。コロナ禍での活動として取り組んでいます。投稿を歓迎します。内容は直接・間接に戦争・原発・辺野古新基地に反対している内容なら、自由。既発表原稿も OK です。詩、短歌、俳句、写真や絵も歓迎です。投稿が多すぎた場合、他の原稿のテーマのバランスから、掲載が延びることも。また、内容が運動の趣旨と合わない場合は、掲載を見合わせることもあります。

◆コロナ禍の不自由な生活に負けない皆さんの積極参加、投稿を期待しています。

◆原稿は次へ、メールでお願いします。 [take.wakatsuki@gmail.com](mailto:take.wakatsuki@gmail.com) (若槻)。

---

## 資料 1

### 戦没者の遺骨が含まれる土砂を辺野古新基地建設に使わせてはなりません 糸満市熊野鉾山開発計画に対する合意案の撤回を求める 緊急FAX送信(郵送可)のお願い

国は、辺野古新基地設計変更申請において、埋立土砂の全量を沖縄県内で調達可能との方針を示しました。調達可能量のうち7割が沖縄島南部地区からとされ、このことが今回の熊野鉾山による新規事業の背景となっています。沖縄地上戦激戦地となった南部地域には、今も多くの戦争犠牲者の遺骨が眠っており、去る6月19日にも、具志堅隆松さん、日本山妙法寺「平和行進」参加者らが、荒崎海岸近くで遺骨や遺品を収集しています。

沖縄戦跡国定公園内の熊野鉾山の開発はまだ始まっていません。しかし、昨年、県が出した自然公園法に基づく措置命令に対し鉾山会社は国に調停を求め、公害等調整委員会で審理されていましたが、公害等調整委員会から和解案が出され、県側はそれを受諾してしまいました。

この和解案の内容は、業者側に有利な内容となっており、早ければ8月末に採掘作業が始まってしまうという報道も出ています。沖縄県の自然公園法に基づく措置命令は、沖縄戦全戦没者のご遺骨の尊厳に配慮するための、最低限度の措置と理解しています。緊急の取り組みになりますが、

①公害等調整委員会にあてた「合意案の撤回を求める要請」

②沖縄県にあてた「合意案受諾撤回を求める要請」の2件の緊急FAX要請行動に取り組みます。

趣旨は、「要請文」を参照ください。

#### 【要請先①】 公害等調整委員会 FAX 03-3581-9488

※郵送の場合 〒100-0013 千代田区霞が関3-1-1 公害等調整委員会

#### 【要請先②】 沖縄県知事 FAX 098-866-2467

※郵送の場合 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 知事公室広報課

《提出期限》7月28日までに必着でお願いします。

《呼びかけ》平和をつくり出す宗教者ネット 東京都渋谷区神泉町8-7

日本山妙法寺内 090-6711-5573 (江上) nqh10948@nifty.com

\*\*\*\*\*

#### <公害等調整委員会宛て要請文例>

2022年7月 日

公害等調整委員会委員長様

糸満市熊野鉾山開発計画に対する合意案の撤回を求める要請

<要請人> 住所：氏名：団体名：

日々、公害紛争の解決や、鉾業・採石業と一般公益との調整等にご尽力いただいていることに敬意を表します。



さて公害等調整委員会は、本年6月14日、沖縄県糸満市の熊野鉦山開発に係る県の措置命令の取り消しを求めた開発業者の不服申立てについて、双方に合意案を提示し、すでに開発業者は合意案を受諾し、沖縄県も6月24日、受諾すると回答しました。

しかし、今回の合意案に沿って事業が進められれば、熊野鉦山周辺に今も残っている戦没者の遺骨が散逸してしまうことが危惧されます。また、今回の合意により県の措置命令が失効してしまうことから、今後、沖縄戦跡国定公園内の20数か所の鉦山、そして今後、新たに開発される鉦山に対して、県が自然公園法に基づく措置命令を出すことは困難になってしまいます。

さらに、県の措置命令は、「(事前の)遺骨の有無の確認」、「掘採開始前の県との協議」を義務づけたものでしたが、合意案では、「(業者が)工事の際に遺骨を発見したときは、半径5mの範囲で工事を2週間中止し、(県の)遺骨収集情報センター等による調査・遺骨の収集を認める」というものにすぎません。しかし南部地区の遺骨は細かく砕かれたものが多く、重機による掘採中に遺骨を発見することなどほぼ不可能です。

措置命令は自然公園法に基づいたものですから、違反すれば知事が中止命令を出すことが出来、罰則規定も設けられています。しかし、今回の合意案では業者が掘採中に遺骨を発見しても、「気がつかなかった」といえば済まされてしまいます。何のペナルティもありません。

そもそも、南部地区の遺骨混りの土砂問題の当事者は、今も肉親の遺骨が戻っていない戦没者のご遺族の方々です。しかし、公害等調整委員会は今回の合意案の提示にあたってご遺族の方々の意見を聞いていません。先日もあるご遺族の方が、「何故、公害等調整委員会や県が、私たちの肉親かもしれない遺骨を勝手に処分することができるのか?」と強く抗議されています。

公害等調整委員会は、今回の合意案を撤回し、ご遺族の方々の声を聞いた上で、県の措置命令を認める裁決をされるよう要請します。

<その他の意見・要請事項>

-----  
-----  
-----

FAX 03-3581-9488

~~~~~

### <沖縄県知事あて要請文例>

2022年7月 日

沖縄県知事 玉城デニー様

熊野鉦山開発に係る公害等調整委員会の合意案受諾撤回を求める要請

<要請人> 住所： 氏名： 団体名：

日々の沖縄県政運営に心から敬意を表します。

さて公害等調整委員会は、本年6月14日、沖縄県糸満市の熊野鉦山開発に係る県の措置命令の取り消しを求めた開発業者の不服申立てについて、双方に合意案を提示しました。すでに開発業者は合意案を受諾し、知事も6月24日、合意案を受諾すると回答

されました。

しかし、今回の合意案に沿って事業が進められれば、熊野鉱山周辺に今も残っている戦没者の遺骨が散逸してしまうことが危惧されます。また、今回の合意により県の措置命令が失効してしまうことから、今後、沖縄戦跡国定公園内の20数か所の鉱山、そして今後、新たに開発される鉱山に対して、県が自然公園法に基づく措置命令を出すことは困難になってしまいます。

さらに県の措置命令は、「(事前の)遺骨の有無の確認」、「掘採開始前の県との協議」を義務づけたものでしたが、合意案では、「(業者が)工事の際に遺骨を発見したときは、半径5mの範囲で工事を2週間中止し、遺骨収集情報センター等による調査・遺骨の収集を認める」というものにすぎません。しかし南部地区の遺骨は細かく砕かれたものが多く、重機による掘採中に遺骨を発見することなどほぼ不可能です。

措置命令は自然公園法に基づいたものですから、違反すれば知事が中止命令を出すことが出来、罰則規定も設けられています。しかし、今回の合意案では業者が掘採中に遺骨を発見しても、「気がつかなかった」といえば済まされてしまいます。何のペナルティもありません。

知事は24日の記者会見で、「合意案は措置命令の内容を概ね反映している」といわれましたが、合意案は措置命令の内容とは基本的に異なったものです。

そもそも、南部地区の遺骨混りの土砂問題の当事者は、今も肉親の遺骨が戻っていない戦没者のご遺族の方々です。しかし、県は今回の合意案受諾にあたってご遺族の方々の意見を聞いていません。先日もあるご遺族の方が、「何故、公害等調整委員会や県が、私たちの肉親かもしれない遺骨を勝手に処分することができるのか?」と強く抗議されています。

知事は、今回の合意案受諾を撤回されるよう要請します。

<その他の意見・要請事項>

-----  
-----  
-----

F A X 0 9 8 - 8 6 6 - 2 4 6 7

~~~~~

## 緊急 院内集会 遺骨土砂による辺野古新基地埋立て反対！

7月29日(金) 公害等調整委員会 当日

\*公害等調整委員会審理終了後 17時ごろからを予定

\*参議院議員会館 B107 会議室 16時30分より通行証を配布

\*沖縄から 谷 大二さん(ガンフヤー支援者の会)が参加されます

\*参加費 無料(会場カンパあり) \*Zoom 配信

<https://us06web.zoom.us/j/84353050091?pwd=aVFISVg1bzBKeTNtaERwejNhZDVUdz09>

## 資料 2

### 遺骨土砂で辺野古埋立させない議会決議陳情署名(用紙案)・参考資料(案)

#### ◆〇〇市議会議長宛て 陳情署名 (用紙案)

〇〇市議会議長 殿

2022年7月 日

#### 沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める陳情

先の沖縄戦では、沖縄県民の4人に1人、日本兵、米兵等をあわせて20万人余が尊い生命を失いました。沖縄の人びとは、激戦地となった南部地域で犠牲者の遺骨を収集し続けていますが、戦後76年を経た今も収骨は終わっておらず、遺骨のDNA鑑定による身元確定と遺族への返還の取り組みは始まったばかりです。

そのなかで、2020年9月に公表された辺野古新基地に関する沖縄防衛局の「設計変更承認申請書」では、未だ多くの遺骨が残る南部地域から、埋め立て用土砂を供給する計画が明らかとなりました。

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表の具志堅隆松さんは、「戦没者の血や遺骨粉を含んだ南部の土砂を埋め立てに使うのは、県内のみならず、国内外にもいる遺族の心を傷つける人道上の問題だ」と訴えました。この訴えは、基地建設に対する賛否の立場を越えた、共通の思いではないでしょうか。

〇〇市は1982年に「平和都市」を宣言しました。私たち〇〇市民は、戦没者の尊厳=人権の無視は絶対に許すことができない筈です。戦没者は戦争と埋立てで、2度も殺されることとなります。これらの精神に基づき、次の事項の陳情を行うものです。

- (1) 戦争犠牲者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないこと。
- (2) 住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の歴史をふまえ、日本政府が責任を持って遺骨収集を実施すること。
- (3) 議会でこれらを内容とする意見書を採択し、政府・国会に提出すること。

| 氏名 | 住所    |
|----|-------|
|    | 〇〇市 区 |
|    | 〇〇市 区 |
|    | 〇〇市 区 |
|    | 〇〇市 区 |
|    | 〇〇市 区 |

取扱い ー沖縄島南部の遺骨混じりの土砂守る〇〇市民の会ー(仮称)

代表 \*\*\*\* 住所 電話 など

## ◆○○議会宛 沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める陳情 関連文書(事例)・資料集(案)

### 【目次】

- \* 「陳情書」…… 1
- \* 「陳情」にあたって…… 2
- \* 補足説明と関連資料・写真…… 4～16
  - 1. 沖縄島南部地域からの土砂なしには、辺野古新基地は完成しないのか
  - 2. 南部地区一帯は国内唯一の戦跡国定公園に指定
  - 3. 「戦没者遺骨収集法」一遺骨を収集し遺族に届けるまでが国の責務
  - 4. 結び
- ・関連資料・写真…… 7～16
- \* 沖縄戦遺骨収集ボランティア具志堅隆松さんの全国地方議会宛要請……17～20
  - 1. 「議員提案の要請」……17
  - 2. 添付資料①「平和の礎」出身地別刻銘者総数(2021年6月18日)……18・19
  - 3. 添付資料② 沖縄県議会議決意見書(全会一致 2021年4月15日)……20

○○市議会議長 殿

2022年 月 日

### 沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める陳情

#### 1. 陳情理由

日本で唯一の地上戦となった沖縄戦では、県民の4人に一人、日本兵、米兵等をあわせて20万人余が尊い生命を失いました。

沖縄の人びとの戦後は、激戦地となった南部地域で犠牲者の遺骨を収集することから始まりました。戦後76年を経た今も収骨は終わっておらず、遺骨のDNA鑑定による身元確定と遺族への返還の取り組みは始まったばかりです。

そのなかで、昨年9月公表された辺野古新基地に関する「設計変更承認申請書」では、未だ多くの遺骨が残る南部地域から、埋め立て用土砂を供給する計画が明らかとなりました。

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表の具志堅隆松さんは、「戦没者の血や遺骨粉を含んだ南部の土砂を埋め立てに使うのは、県内のみならず、国内外にもいる遺族の心を傷つける人道上の問題だ」と訴えています。具志堅さんの訴えは、基地建設に対する賛否の立場を越えた、共通の思いではないでしょうか。

川崎市は1982(昭和57)年、核兵器廃絶と世界平和の世論を喚起するため、核兵器廃絶平和都市を宣言し、2019(令和元)年12月に、全ての市民が不当な差別を受けることなく、人権尊重のまちづくりを推進する「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。これらの点を踏まえ、下記事項の陳情を行うものです。

#### 2. 陳情事項

議会において以下を内容とする意見書を採択し、政府および国会に提出してください。

- (1) 戦争犠牲者の遺骨等を含む可能性のある土砂を埋め立てに使用しないこと。
- (2) 住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の歴史をふまえ、日本政府が責任を持って遺骨収集を実施すること。

〇〇市議会議長 殿

「陳情」にあたって 「陳情」代表 (\*\*個人の体験に基づく文例)

「陳情」の代表として、思いの一端を述べさせていただきます。

終戦は、当時、日本の信託統治領だったパラオの国民学校で迎えました。10歳でした。沖縄戦は経験していませんが、パラオでも住民たちはジャングルの中を逃げ惑い、飢えの中で乳飲み子やたくさんの人たちが亡くなるのを見てきました。戦前、南洋諸島へは沖縄からも多くの人が移民や出稼ぎで渡りました。パラオ帰還者会では私は一番若く、90歳、100歳の方もいて、今も模合(もあい≡お茶会)を続けています。

引き上げた沖縄は焼け野原で、食べ物もありませんでした。焼け残った北部・大宜味村の大城本家に、生き延びた門中(むんちゅう=親族)が集まり、多いときは40~50名近くが共同生活をしていました。山野の開墾が、戦後の生活のスタートでした。

ソテツ・フーチバー(よもぎ)・ぜんまい・ヒグ(へご)などを食料にした生活です。イモやコメを食べられるようになるのは、ずっと後のことです。近所では、お父さんのいない子どもたちがほとんどで、私のように父のいる子どもは数えるほどでした。父は、そうした子どもたちを集めて食事会も行っていました。生活に余裕がでるようになるのは、遺族年金が出るようになってからのことです。

辺土名高校の教員になっていた父は、よく教員仲間を連れて激戦地だった南部地域へ戦争跡の視察に出かけていました。トラックを借り、荷台に腰掛けを並べて分乗し、よくついて行きました。戦争の恐ろしさを知っておいてほしいという、父の思いだったかもしれません。

終戦からは2年半が経っていましたが、空き地には遺骨が散らばっていました。「鉄の暴風」と形容される艦砲射撃の中で、まともな状態の遺骨はありません。手や足がなかったり、頭がなかったり、まともに目を開けていられない状況でした。亡くなった多くの方の血の染み込んだ土地だと考えると、ここは全体がお墓なのだと思います。こうした体験から、成長してもしばらくは「ひめゆりの塔」など南部地域を訪ねる気持ちにはなれませんでした。

結婚してコザ(現在の沖縄市)に移りました。夫は、ジュークボックスを米兵相手のバーなどに納める仕事をしていました。小さな民宿も営んでいましたので、この頃には、宿泊の人を案内して、観光コースでない沖縄を知ってもらうために、「ひめゆりの塔」などの南部戦跡やチビチリガマなど読谷の戦跡も案内するようになりました。

まだ米占領下だった当時のコザは、まさに基地の町でした。ジェット機やヘリの騒音、米兵の起こす事故や犯罪、これらのすべてを身近に体験しながらの生活でした。特にベトナム戦争が激しくなると、精神的に追い詰められた米兵による暴力は頂点に達し、そんな中で起きた「コザ暴動」にも立ち会いました。

18年前、沖縄料理を教えるため東京に出してきました。沖縄の基地問題があらためて焦点になる時期に重なっていました。東京生活は、沖縄に思いを寄せるたくさんの人たちとの出会いでもありました。私にできることは、やらなくてはいけない。そう考えるようになりました。沖縄にいる弟の大城貞俊が、作家として文学を通じて発信を続けていることや、1959年に起きた宮森小への米軍ジェット機墜落事故を伝える映画『ひまわり』制作の中心になって活動していたことも、励みになりました。

今回、辺野古埋め立てのために、沖縄戦犠牲者の遺骨が残り血の染み込んだ南部地域からの土砂を使用する計画を知り、幼い頃の体験がよみがえりました。いても立ってもいられず、「陳情」を行うことにしました。沖縄戦後の南部地域の惨状をこの目で見てきた人間として、この問題は辺野古新基地の賛否以前の人道上の問題として、絶対に許されないことだと思っています。

遺骨には全国から沖縄に派遣され亡くなった将兵たちも含まれています。今回の問題は、日本政府による米国軍事基地建設事業の中で起きているものであり、沖縄だけの問題ではありません。

どうぞ、〇〇市議会議員の皆様のお力添えを、心よりお願い致します。

## 「沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める陳情」に関する 補足説明と資料・写真

### 1. 沖縄島南部地域からの土砂なしには、辺野古新基地は完成しないのか

①現在進行している辺野古工事の土砂調達計画(2013)では、埋立必要土砂量(2,062万 $\text{m}^3$ )の約7割を西日本各地から調達・搬入することになっていました。沖縄県内は、北部地区(本部・名護)、国頭地区のみで、現在進められている工事の埋立土砂は、この地域からのものを使用しています。(資料①・写真②)

②沖縄県は、生物多様性条約批准に基づく生物多様性国家戦略・同沖縄県戦略の具体化として、特定外来生物から生態系を保護するために、いわゆる「土砂条例」(2015.11)を制定し、県外からの土砂搬入に規制を設けてきました。防衛省は、この間、土砂条例に対応して、特定外来種の殺処分実験等を行ってきた経緯があります。土砂条例の適用第1号は、那覇空港第二滑走路建設に関わる埋立事業で、奄美から搬入の石材が対象になりました。条例全文は、沖縄県 HP に掲載されています。

③2020年4月、防衛省は、大浦湾側に発見された軟弱地盤の改良工事等の必要から、沖縄県に設計変更申請を行いました。現在、県の審査が続いています。そのなかで、埋立必要土砂については、業者への聞き取りやアンケートにより「全量県内調達が可能」と、新たな調達計画が示されました。(資料③)

それによると埋立必要土砂量(2,018万 $\text{m}^3$ ・海砂が未掲載のため当初計画より減少しています)に対して、沖縄県内調達可能量は4,476万 $\text{m}^3$ で、うち約7割の3,159万 $\text{m}^3$ が南部地区から調達可能とされています。また、沖縄県外(鹿児島中心に熊本・長崎・佐賀)からも、4,840万 $\text{m}^3$ の調達が可能とされています。

④この調達計画にしたがえば、南部地区からの土砂調達が全量除外しても、埋立必要土砂は十分確保可能ということになります。政府・防衛省は「戦没者の遺骨等に配慮し、南部地区の土砂は埋め立てに使用しません」と明言すればいいだけのことです。(ただし、その場合は一定量の県外土砂搬入が必要ということになります)

### 2. 南部地区一帯は国内唯一の戦跡国定公園に指定

①沖縄戦の最終激戦地となった沖縄島南部地区(糸満市摩文仁を中心に八重瀬町の一部やその地先海岸)一帯は、自然公園法に基づく「沖縄戦跡国定公園」に指定されています。米占領下の1965年、米国民政府(USCAR)により政府立公園に指定され、復帰にともない現在の形で引き継がれたものです。(資料④)

沖縄県 HP は、「第2次大戦で日米両国の激戦地として知られている本島南部の戦跡を保護することにより、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万余りの戦没者の霊を慰める」ために指定された「戦跡としての性格を有する国定公園としては我が国唯一のもの」と紹介しています。こうした事情から、全国各県・各種団体の慰霊碑もこの地域に集中し、現在もガマなどからは戦没者の遺骨が発見され続けています。(資料⑤・写真⑥)

②「沖縄戦跡国定公園」内での「鉱物・土石採取、土地の形状変更」などの開発行為は、自然公園法の地種区分により規制をうけています。(資料⑦)

今回の問題の発端となった「熊野鉦山」は、採掘場所が具志堅隆松さんが遺骨収集をされていた近くだったことで、本「陳情」にかかわる危惧が広がることになりました。「熊野鉦山」は新規参入業者で、自然公園法による必要な開発「届出」もなされていませんでした。また、当該地区が、自然公園法で開発「許可」が必要とされる魂魄の塔・東京の塔・有川中将自決の壕などのある「第2種特別地域」に隣接していることも、危惧を広げました。(写真⑧)

③「国定公園」内では、すでに18社が採石業を営んでいます。古い鉱山の場合は、届出自体がなされていない事例も確認されています。また、埋め戻しがされず放置されたり、大量の産業廃棄物が不法投棄される事件(2010年八重瀬町6業者を送検)も起きています。(写真⑨)

個々の事業は「届出」や「許可」を受けたとしても、現状を全体としてみた場合、「国定公園」の主旨に沿ったものとはいえない現実が生まれています。

④それでも、これまでの土砂需要は、沖縄の社会・経済活動を支えるためのものでした。しかし、今回の膨大な土砂需要は、米軍基地建設という国・防衛省の事業によって生み出されたものであり、これまでの事業とは性格も規模も全く異なります。

「戦跡国定公園」に指定された地域の土砂を、戦争のための軍事基地建設に使うということ自体が、はたして許されることなのでしょうか。

### 3. 「戦没者遺骨収集法」—遺骨を収集し遺族に届けるまでが国の責務

①戦後76年を経た今も、多くの戦没者遺骨が未収容となっている事実は、国も共有している認識です。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(2016年4月施行・資料⑩)は、「戦没者の遺骨収集とは…いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、…当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいう」(第2条)とし、「平成28年度(2016)から平成36年度(2024)までの間を、…集中的に実施する期間」(第3条)と定め、「基本計画」の策定を義務づけ(第5条)ています。なお、法律にいう「戦没者」とは、軍人・軍属・民間人を含む概念です。

②「戦没者遺骨収集法」に基づく沖縄での取り組みについて、厚労省は2016年～2024年集中実施期間の「基本計画」および「取組方針」(資料⑪)を、次のように定めています。

\* 沖縄の取組方針—大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。関係省庁と連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。

\* DNA鑑定については、当初の「基本計画」では、軍人軍属に限って実施するとされていましたが、具志堅さんらの働きかけもあり、2017年から民間人に広げて実施されています。さらに今年10月からは、「戦没者遺骨をご遺族のもとへ」(厚労省リーフレット・資料⑫)として、沖縄はじめ対象地域を大幅に広げて、DNA鑑定申請が呼びかけられることになっています。

③沖縄での集中実施期間を含む近年の遺骨収容状況は、資料⑬に示すとおりです。現在も多くの遺骨が収容され続けており、7割前後が南部地区で収容されています。(資料⑭)

また、米国政府も米兵228人の遺骨が未回収であることを確認しています。(資料⑮)

④同じ政府の中で、厚生労働省は「集中実施期間」として遺骨収集とDNA鑑定を進め遺骨を遺族に届ける事業を行い、防衛省は遺骨等の含まれることが明らかな南部地域の土砂を利用し辺野古埋立を行うというのです。正すべきは、国の施策の矛盾ではないでしょうか。

## 4. 結び

以上、「戦跡国定公園」指定、「戦没者遺骨収集推進法」の主旨を考えれば、南部地域からの大量の埋立土砂採取は、人道上のみならず法治国家としても許されない。私たちはそのように考えます。

### 【資料①・写真②】 埋立承認時(2013.12)の埋立土砂調達計画

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| *埋立土砂必要総量  | 2,062万 <sup>3</sup> m   |
| *沖縄県内調達可能量 | 国頭地区 50万 <sup>3</sup> m |

|           |                      |   |                        |
|-----------|----------------------|---|------------------------|
| 北部地区      | 620 万 m <sup>3</sup> | 計 | 670 万 m <sup>3</sup>   |
| * 県外調達可能量 | 徳之島地区                |   | 10 万 m <sup>3</sup>    |
| 奄美大島地区    | 530 万 m <sup>3</sup> |   |                        |
| 佐多岬地区     | 70 万 m <sup>3</sup>  |   |                        |
| 天草地区      | 300 万 m <sup>3</sup> |   |                        |
| 五島地区      | 150 万 m <sup>3</sup> |   |                        |
| 門司地区      | 740 万 m <sup>3</sup> |   |                        |
| 瀬戸内地区     | 30 万 m <sup>3</sup>  | 計 | 1,830 万 m <sup>3</sup> |

【写真②】



北部地区 琉球セメント安和鉱山（沖縄ドローンプロジェクト）

【資料③】「設計変更申請」(2020.4)による埋立土砂調達計画

|             |                                      |                                                      |
|-------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------|
| * 埋立土砂必要総量  |                                      | 2,018 万 m <sup>3</sup> (変更前 2,062 万 m <sup>3</sup> ) |
| * 沖縄県内調達可能量 | 国頭地区                                 | 234 万 m <sup>3</sup>                                 |
| 北部地区        | 948 万 m <sup>3</sup>                 |                                                      |
| 南部地区        | 3,160 万 m <sup>3</sup> (東京ドーム 25 個分) |                                                      |
| 宮城島地区       | 30 万 m <sup>3</sup>                  |                                                      |
| 宮古島地区       | 51 万 m <sup>3</sup>                  |                                                      |
| 石垣島地区       | 48 万 m <sup>3</sup>                  |                                                      |
| 南大東島地区      | 6 万 m <sup>3</sup>                   | 計 4,476 万 m <sup>3</sup>                             |
| * 県外調達可能量   | 鹿児島県                                 | 4,365 万 m <sup>3</sup>                               |
| 熊本県         | 270 万 m <sup>3</sup>                 |                                                      |
| 長崎県         | 200 万 m <sup>3</sup>                 |                                                      |
| 佐賀県         | 5 万 m <sup>3</sup>                   | 計 4,840 万 m <sup>3</sup>                             |

【資料④】「沖縄戦跡国定公園」(沖縄県 HP より)

(沿革)

昭和 40 年 10 月 1 日 沖縄戦跡政府立公園に指定される

昭和 47 年 5 月 15 日 沖縄の復帰に伴い国定公園とみなされる

平成 4 年 8 月 3 日 公園計画の再検討

沖縄戦跡国定公園の区域は、糸満市摩文仁を中心に東風平町の一部、具志頭村の一部及びこれらの地先海域を含めた 5,059 ヘクタール(陸域 3,127 ヘクタール、海域 1,932 ヘクタール)です。



公園指定の趣旨は、第二次大戦における日米両国の激戦地として知られている本島南部の戦跡を保護することにより、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20 万余りの戦没者の霊を慰めるとともに、延長 11 キロメートルにおよぶ雄大な海蝕崖景観の保護を目的に設けられた公園で、戦跡としての性格を有する国定公園としては我が国唯一のものであります。

### 【資料⑤】「沖縄戦跡国定公園」内およびその周辺の都道府県慰霊碑一覧

(県営平和祈念公園 HP より)

北海道(北霊碑)・青森(みちのくの塔)・岩手(岩手の塔)・秋田(千秋の塔)・宮城(宮城之塔)・山形(山形の塔)福島(ふくしまの塔)・茨城(茨城の塔)・栃木(栃木の塔)・群馬(群馬之塔)・埼玉(埼玉の塔)・千葉(房総之塔)・東京(東京之塔)・神奈川(神奈川の塔)・山梨(甲斐之塔)・新潟(新潟の塔)・富山(立山の塔)・石川(黒百合の塔)・福井(福井之塔)・長野(信濃の塔)・岐阜(岐阜県の塔)・静岡(静岡の塔)・愛知(愛國知祖之塔)・三重(三重の塔)・奈良(大和の塔)・和歌山(紀之國の塔)・滋賀(近江の塔)・京都(京都の塔)・大阪(なにわの塔)・兵庫(のじぎくの塔)・鳥取(因伯の塔)・岡山(岡山の塔)・島根(島根の塔)・広島(ひろしまの塔)・山口(防長英霊の塔)・香川(讃岐の奉公塔)・徳島(徳島の塔)・愛媛(愛媛之塔)・高知(土佐之塔)・福岡(福岡の塔)・佐賀(はがくれの塔)・大分(大分の塔)・長崎(鎮魂長崎の塔)・熊本(火乃国之塔)・宮崎(ひむかいの塔)・鹿児島(安らかに)

※なお、京都(京都の塔)は、県出身兵の大半が戦死した嘉数高台の公園内にあります。

### 【写真⑥】 具志堅隆松さんが収集された遺骨(左側の掲げた写真・8.15 靖国神社前で)



### 【資料⑦】「沖縄戦跡国定公園」内での各種行為の規制概要 (糸満市 HP より)

| 地種区分    | 内容                                                                      | 規制概要                                                                                                                                |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別保護地区  | 特に優れた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制されます。                                | 原則として開発行為は禁止。ただし、災害復旧や公益上必要と認められたものについては許可。                                                                                         |
| 第1種特別地域 | 特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうち風致を維持する必要性が最も高く、現在の景観を極力保護することが必要な地域です。          | ・許可できないもの：ゴルフ場、分譲地、野外運動施設<br>・公益性があれば許可できるもの：建築物、工作物、車道<br>・許可できるもの：木竹の伐採、広告物の設置(高さなどの制限あり。)                                        |
| 第2種特別地域 | 農林漁業活動について、努めて調整を図ることが必要な地域です。                                          | ・許可できないもの：ゴルフ場<br>・許可できるもの：建築物(高さ13m以下などの制限あり。)、屋外運動施設(面積2,000m <sup>2</sup> 以下などの制限あり。)、工作物(風致景観と著しく不調和でないもの)、木竹の伐採(伐採規模の制限)、農地の開墾 |
| 第3種特別地域 | 特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であり、通常の農林漁業活動は規制のかからない地域です。                   | 木竹の伐採は皆伐を認めている。工作物の設置については、第2種特別地域とほぼ同様。                                                                                            |
| 普通地域    | 特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域です。特別地域や海域公園地区と公園区域外の緩衝地域(バッファゾーン)と言えます。 | 一定規模以上の建築物(高さ13m以上または延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上)などは届け出が必要。                                                                          |
| 海域公園地区  | 熱帯魚、サンゴ、海藻などの生物や、海底地形などが特に優れている地区です。                                    | 特別保護地区に同じ。                                                                                                                          |

**【写真⑧】「熊野鉾山」全景(沖縄ドローンプロジェクト)**



**【写真⑨】 沖縄戦跡国立公園内の採石場(提供・北上田毅氏/沖縄ドローンプロジェクト)**



(左) 普通地域と特別区域のまたがる、荒崎海岸近くの「束里鉾山」。無届採掘で、県が中止指示(2021.3)。(右) 養生・緑化されず土砂(産廃?)投棄。いずれも糸満市



(左) 埋め戻されないまま放置される八重瀬町の鉾山。(右) 産廃不法投棄の摘発を報じる「沖縄タイムス」記事(2010.1.21)

**【資料⑩】「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(抄)(2016年4月施行)**

(目的) 第1条 この法律は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的とする。

(定義) 第2条 この法律において「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦(昭和12年7月7日以後における事変を含む。以下同じ。)により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者(今次の大戦の結果、昭和20年9月2日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したものを含む。以下同じ。)の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていな

いものを收容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいう。

(国の責務) 第3条 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。

2 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を講ずるに当たっては、平成28年度(2016)から平成36年度(2024)までの間(第5条第1項において「集中実施期間」という。)を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。

3 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たっては、その円滑かつ確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長との連携協力を図るものとする。

(基本計画) 第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

(鑑定等に関する体制の整備等) 第9条 国は、戦没者の遺骨収集により收容された遺骨について、当該遺骨に係る戦没者の特定を進めるため、遺骨の鑑定及び遺留品の分析に関する体制の整備及び研究の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

~~~~~

## 全国自然保護連合会報『全国自然通信』153号を発行

同団体 事務局長 中山 敏則氏より

PDFファイルを次のアドレスに転送しました。

<http://www.junc.shizen2.jp/0002.pdf>

「東北の植民地化」に関連し、私が養成工だったときの写真も1枚載せました。私たち養成工は、川崎製鉄(現・JFEスチール)でひどい学歴差別に苦しめられました。

また、東北出身者は差別的な扱いを受けました。川崎製鉄の養成工は東北弁の使用を禁じられました。入社から2週間ぐらいたっても東北なまりが直らない者はなぐられました。こうした鉄拳制裁を会社は黙認しました。これが、日本の高度成長を支えた大企業労働者の実態です。

今の労働者も、先進国中最低レベルの賃金や長時間労働などで苦しめられています。「高度成長期と似ている」。それが私の感想です。

**\*読み応えのある有意義な内容に感動しました。皆さま、是非、お目通しください。中山氏は当首都圏グループの活動を、これまでたびたび写真付きで紹介してられました。(若槻)**